

魚津市公告第11号

別添の実施要領及び仕様書に基づき、魚津市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和8年3月4日

魚津市長 村椿 晃

## 魚津市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本公募は、令和8年度魚津市一般会計当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合は契約を行うことができないことを十分に留意の上、応募すること。

(魚津市産業建設部都市計画課)

### 1 趣旨

本実施要領は、魚津市地域公共交通計画策定業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 魚津市地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「魚津市地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり。
- (3) 業務履行期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- (4) 委託上限額 金5,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

### 3 実施日程

- (1) 参加表明書提出期限 令和8年3月18日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 質問受付期間 令和8年3月19日(木)午後5時まで(必着)
- (3) 企画提案書提出期限 令和8年3月23日(月)午後5時まで(必着)
- (4) 選定委員会 令和8年3月30日(月)予定  
(参加表明書提出者に対し、正式に案内するものとする。)
- (5) 審査結果通知予定日 令和8年4月6日(月)予定

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

### 4 参加資格

参加希望者は、参加表明書提出時点において次の資格要件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 魚津市契約規則(平成29年魚津市規則第4号)第3条に規定する競争入札参加資格者名簿(令和7・8年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿)に登録されていること。

登録が必要な場合は、魚津市ホームページを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えること。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL：0765-23-1088

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者ではないこと。
- (4) 魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 国税及び魚津市税の滞納がないこと。魚津市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税の滞納がないこと。
- (6) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。
- (8) 過去5年以内に、地方自治体における地域公共交通計画策定業務を元請としての受託実績を有する者であること。

## 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出物 質問票(様式1)
- (2) 受付期間 公告の日から令和8年3月13日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 電子メール送信のみによる。なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。
- (4) 送信先 toshikeikaku@city.uozu.lg.jp
- (5) 回答日 市ホームページで順次回答。
- (6) 回答方法 質問者の名前を伏せて市ホームページ上で回答。

回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

## 6 参加表明書の提出

- (1) 提出物

参加表明書（様式 2）

誓約書（様式 3） 要押印

国税及び魚津市税（魚津市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税）の滞納がないことを証明するもの

- ( 2 ) 受付期間 令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時まで（必着）
- ( 3 ) 提出方法 郵送又は持参
- ( 4 ) 提出先 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番 1 号  
魚津市役所都市計画課まちづくり交通係
- ( 5 ) その他 支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名及び押印により提出すること。

## 7 企画提案書の提出

- ( 1 ) 提出物 電子メールにて提出するほか、紙媒体で 7 部提出とする。
  - 会社概要書（任意様式） 1 部  
事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの（既製の資料でも可）。
  - 業務実績書（任意様式） 1 部  
地方自治体における地域公共交通計画策定業務の受託実績について記載したもの。
  - 業務実施体制（様式 5） 1 部
  - 見積書（任意様式） 1 部
  - 企画提案書提出届（様式第 4 号） 1 部支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること
  - 企画提案書（任意様式） 6 部  
A 4 サイズで作成すること。
- ( 2 ) 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時まで（必着）
- ( 3 ) 提出方法 郵送又は持参
- ( 4 ) 提出先 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番 1 号  
魚津市役所都市計画課まちづくり交通係

## 8 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- ( 1 ) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
  - 選定委員会に出席しなかったとき。
  - 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。

定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

見積書に記載した金額（税込み）が委託上限額を超過したとき。

## 9 審査

審査の結果、最も評価の高い提案者を委託契約候補者とする。

(1) 実施予定日 令和8年3月30日（月）予定

(2) 内容 プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）

(3) 審査基準

評価項目	主たる評価の視点	配点
業務実績	地域公共交通計画策定業務ほか類似業務実績（過去5年間）	20
実施体制	・業務履行に必要な人員が配置されているか ・主任技術者及び担当者が業務経験及び専門的知識を十分に有しているか ・連絡体制が適切に整っているか	20
見積額	・契約限度額以内であるか ・業務内容ごとの内訳が明示されているか ・見積書の金額が適正であるか	10
提案趣旨	・業務目的を的確に把握しているか ・要請する内容を満たしているか（内容の欠落、調査・検討方法等） ・要請する内容について、偏りはないか	30
計画策定の提案、着眼点等	・市の現状と課題を適切に捉えた提案となっているか ・他計画との整合について深耕があるか ・提案内容が実施可能なスケジュールであるか	30
住民参画及び職員参画	・具体的な手法が提案されているか ・市の実情に沿った適切な提案であるか	10
独自提案	・仕様以外の魅力的な独自提案があるか	10

プレゼンテーションは企画提案書を魚津市が準備するモニター等で投影して行うことを認める。ただし、企画提案書以外の資料を有するプレゼンテーションは不可とする。

本事業のプロジェクトマネージャがプレゼンテーションに参加すること。

プレゼンテーション会場への入室は4名まで可とする。

審査基準点は65点とする。また、全ての提案者の得点が審査基準点を上回らなかつ

た場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

## 10 審査結果の通知

審査結果は、書面により通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

## 11 契約

審査結果通知後、本市との委託契約候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、受託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 委託業務の全部若しくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。また、契約後に事実関係が判明した場合も同様とする。
  - 資格要件を欠くとき。
  - 提出書類に虚偽の記載があったと認められるとき。
  - 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
  - 信義に反する行為があったとき。その他、参加者が委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると判断したとき。

### 13 担当部署（提出先及び問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市役所都市計画課まちづくり交通係  
電 話：0765-23-1026 担当 岩崎  
メー ル：toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

# 魚津市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、魚津市地域公共交通計画策定事業業務委託に適用する。

## 第2条 業務概要

本市では、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年6月3日公布)の枠組みを活用し、令和4年3月に「魚津市地域公共交通計画」を策定した。本計画の計画期間が令和8年度までとなる。本業務は、継続して今後の魚津市の地域公共交通網の形成と活性化を計画的に遂行し、持続可能な地域公共交通網の構築のため、「魚津市地域公共交通計画」を策定するものである。

## 第3条 計画期間及び業務の範囲

魚津市地域公共交通計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年を予定している。  
業務の範囲は、魚津市全域及び周辺地域とする。

## 第4条 地域内の公共交通に関する現況調査

### (1) 魚津市の現状整理

既存資料等により、地域特性のデータを収集して整理する。

地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況

地区別の移動実態、アクセス性、バス停圏別の交通弱者の状況

まちづくりの現状と取組み内容 等

### (2) 上位・関連計画等と本計画の位置づけ整理

総合計画、人口ビジョン・総合戦略等の上位・関連計画における公共交通の位置づけ、関連性等を整理する。

### (3) 地域公共交通の現状分析

路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理し、それらをもとに、路線別の評価を行う。

## 第5条 市民・関係者意向等の把握

### (1) 市民ワークショップ

市民の日常生活における公共交通の利用状況や問題点等を把握するため、住民を対象としたワークショップを開催し意見を伺う。(12回程度予定)

### (2) 関係者ヒアリング

バス事業者やタクシー事業者の運行事業者、庁内関係者等の地域公共交通の運行に関わる関係者を対象にヒアリング調査を行い、地域公共交通の現状と課題、利用者・市民の声、今後のまちづくり等について把握する。

## 第6条 魚津市地域公共交通計画(案)のとりまとめ

### (1) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

第4条、及び第5条の結果を踏まえて、運営面、サービス面、運行システム面、まちづくりとの連携等の公共交通を取り巻く課題を整理する。

### (2) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

(3) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(4) 魚津市地域公共交通計画(案)のとりまとめ

(1)～(3)を踏まえて、計画(原案)を作成する。

また、作成した計画(原案)については、パブリックコメントを実施して市民から意見を募り、パブリックコメントの意見を踏まえて魚津市地域公共交通計画(案)を作成する。

なお、パブリックコメントについては、市のHP、広報等により魚津市で実施するものとする。

## 第7条 留意事項

第4条、第5条、及び第6条における作業を行う際は、特に以下の点に留意すること。

(1) 利用者のニーズ調査においては、日常生活におけるニーズを把握、整理すること。

(2) 住民の地区、年齢によってニーズが異なる(例:旧市街地と郊外地域、主な利用者である高齢者と通学者)、属性の違いに着目した調査等を行うこと。

(3) 本市では令和7年度から一部の市民バスの運行時間をオンデマンド型交通へ切り替えを行っている。乗降実態からニーズ調査を行い、オンデマンド型交通の運行エリア拡大や市民バスの改編を含めた交通体系を提案すること。

(4) 魚津市は「魚津市立地適正化計画」において、目指す都市像を示している。その都市構造と一体性のある交通網を築くための課題を洗い出し、課題解決を盛り込んだ提案とすること。

(5) 「魚津市観光振興計画」において、市民バスや予約式乗合タクシーなどの地域交通で、観光客受け入れ基盤の充実や観光地への回遊性の向上を進めている。魚津市観光振興計画とも整合性のとれた提案とすること。

(6) 本業務は、国土交通省作成の「アップデートガイダンスVer1.0」に基づき実施するもの。

## 第8条 地域公共交通会議の運営支援

魚津市地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会を開催する。地域公共交通会議(3回程度開催)の資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

## 第9条 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、打合せ協議を行う。

## 第10条 成果品

地域公共交通計画策定における主な納入成果品は次のとおりとする。

(1) 魚津市地域公共交通計画及び概要版 35部

(2) 報告書(A4版、ファイル綴じ) 1部

(3) 成果品に関する電子記録媒体(CD-R等、概要版(パワーポイント版)も格納すること) 1部

(4) その他、業務項目において作成した根拠資料等 以上

( 様式 1 )

魚津市地域公共交通計画策定業務に係る公募型プロポーザルに関する質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

受付期間は、公告の日から令和8年3月13日(金)午後5時までです。  
受け付けた質問は、質問者名を伏せて市ホームページ上で回答します。

担当者：魚津市都市計画課まちづくり交通係  
T E L : 0765-23-1026  
メール：toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

( 様式 2 )

魚津市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル  
参加表明書

あて

事業者名

代表者名

標記業務の公募型プロポーザルに参加します。

事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

令和8年3月18日(水)午後5時までに提出してください(必着)。  
選定委員会の詳細は、改めてご連絡します。

担当者：魚津市都市計画課まちづくり交通係  
担当○  
TEL：0765-23-1026  
メール：toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

誓約書

業務名 魚津市地域公共交通計画策定業務

下記の資格要件について、事実と相違がないことを制約します。

令和 年 月 日

あて

( 提出者 )

所在地

事業者名

代表者名

記

- ( 1 ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者ではないこと。
- ( 3 ) 魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中ではないこと。
- ( 4 ) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ( 5 ) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。

(様式4)

## 企 画 提 案 書 提 出 届

魚津市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルに関する企画提案書を、必要書類を添えて提出します。

令和 年 月 日

(宛先)

あて

提出者

住 所

会社名(法人名)

代表者

連絡先担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

事業者の概要の分かるものを添付すること(パンフレット可)



## 配置予定統括責任者及び担当者の経歴

業務分類	同種（あるいは類似）業務
業務名	（1件のみ記載）
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	（ として従事）
業務の特徴	
当該者の業務担当の内容	

注1： 業務分類には、魚津市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の審査基準において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載することとし、令和3年度から令和7年度までに実施した業務とする。

注2： 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注3： には、「統括責任者」または「担当者」等の各名称を記述する。

照査者として担当した業務は、実績として認めない

注4： 統括責任者・担当者について、それぞれ別々に記入する。

## 企業の業務実績

業務分類	
業務名	( 1 件のみ記載 )
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の特徴	

注 1 : 業務分類には、企画提案書の評価基準において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載することとし、令和 3 年度から令和 7 年度までに実施した業務とする。

注 2 : 様式 2 に記載した配置予定者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注 3 : 上記業務の計画書を添付してください ( 概要版可 ) 。

## 業 務 実 施 体 制

(配置予定者)

	配置予定者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
統括管理者			
照 査 者			
担 当 者	1) 2) 3)		

注1： 氏名にはふりがなをふること。

注2： 所属・役職については、企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

分担業務の内容	備考

注1： 1社単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。

ただし、他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。また、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## 業務実施体制

役割	氏名	年齢	実務経験年数・資格	担当する業務内容
主任技術者			実務経験年数 年 資格	
担当者			実務経験年数 年 資格	
担当者			実務経験年数 年 資格	
担当者			実務経験年数 年 資格	
再委託先	再委託する業務内容			

記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること。

業務の一部を再委託する場合は、再委託先及び再委託する業務内容を記載すること。